薬害資料データ・アーカイブズの
基盤構築・活用に関する研究

（課題番号：２２ＫＣ２００９）

令和６年度厚生労働省科学研究費補助金　総括研究報告書

2025 年 5 月

研究代表者　本郷 正武

（桃山学院大学社会学部准教授）

薬害資料データ・アーカイブズの基盤構築・活用に関する研究（22KC2009）
令和６年度厚生労働省科学研究費補助金　総括研究報告書

目　次

Ⅰ．研究概要　…… 1
　１．研究目的　…… 3
　２．研究方法　…… 3
　３．結果と考察　…… 3
　４．結論　…… 4
倫理審査・利益相反報告書類（桃山学院大学）…… 6
倫理審査・利益相反報告書類（関西学院大学）…… 7
倫理審査・利益相反報告書類（関東学院大学）…… 8

Ⅱ．個別報告　…… 10
（１）薬害資料アーカイブ化作業の再構成
　——展示へ向けた体制構築——　本郷正武　…… 12
（２）インタビュー映像研究班の成果について
　——薬害被害者の当事者性をめぐる調査研究——　佐藤哲彦　…… 16
（３）薬害教育研究班の成果について
　——研究班ホームページ制作を中心に——　矢﨑千華　…… 20

研究成果一覧　…… 24

Ⅰ．研究概要

１．研究目的

本研究は、2010（平成 22）年 4 月に「薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会」にて、「すべての国民に対する医薬品教育を推進するとともに、二度と薬害を起こさないという行政・企業を含めた医薬関係者の意識改革に役立ち、幅広く社会の認識を高めるため、薬害に関する資料の収集、公開等を恒常的に行う仕組みを設立すべきである」との意見を実現するために始まった。資料の収集と公開には「薬害資料館」の設立が不可欠と考えられ、そこでどのようなことが必要になるか、集積された資料はどのように公開されるべきか、そうした予備的な検討をするために研究班は組織された。2013（平成 25）年度に法政大学を拠点に「薬害に関する資料等の調査・管理・活用等に関する研究」が開始され、2016（平成 28）年度から前任の藤吉圭二（追手門学院大学）により「薬害資料データ・アーカイブズの基盤構築に関する総合研究」に引き継がれ、約 10 年にわたって薬害資料の調査、整理を続けてきたことになる。以来、少しずつ研究テーマとその重点を変えつつも、基本的には被害者団体資料の整理と調査・目録作成に多くの予算と人員を投入してきた。しかし、2020 年 5 月に大阪人権博物館（リバティおおさか）の閉館にともない、弁天町（大阪市港区）にあるマンションの一室を資料保管場所兼作業部屋とせざるを得なくなった。さらに近年のコロナ禍による活動制限の悪影響も相まって、本研究班の体制も見直しを迫られることとなった。

２．研究方法

上記のような状況で 2022 年度から現体制はそれまでの単年計画を改め、三カ年計画による研究事業を開始し、薬害研究資料館の設置に向けた「現実的」な活動へと舵を切った。その内容は、（１）薬害資料の「記録」（＝アーカイブ化）と「展示」を研究事業の両輪とする、（２）単なる不十分な資料収集の段階にとどまらない、（３）実効的な展示方法のさらなる追究と方法論の提示、（４）一般社団法人「薬害研究資料館」の発足と連携、からなる。

３．結果と考察

（１）は、本郷が代表となったことを機に掲げた研究事業の基本方針で、これまでの記録に偏った状況から脱却し、薬害研究資料館での展示を最終目的に定め、佐藤チームおよび 2023 年度からは矢﨑チームも加えて、効果的な展示の方法論の検討を重点的におこなった（３）。もとより、後述するようにアーカイブ化についても、より現実的な方法論を適用した。

（２）は、2023 年度から藤吉に代わり、本郷が直轄で薬害資料のアーカイブ化に着手した。特に、それまでの「保全」という観点が抜け落ちた資料管理のあり方を全面的

に見直し、アーカイブ体制の抜本的な改革をおこなった。そのために、研究協力者として堀内暢行氏（国文学研究資料館）を招聘することで、大半の資料が防虫や防湿などの保全作業を施され、目録も標準的な構成に改変された。

（３）では、薬害資料の展示方法の検討として、これまでの佐藤チームでのデジタルストーリーテリング（DST）に加えて肖像写真撮影、さらに矢﨑チームが日本各地に点在する資料館を訪問し、効果的な資料展示を考察した。

最後に（４）は、2023 年 8 月の一般社団法人薬害研究資料館の発足に併せて、薬害研究資料館の設置に向けた動きが本格化することとなった。そのため、本研究班としては密な連携を図っていくことで、互いの事業を協働により進めることとした。さらに、2024 年度末には、それまでの手狭な作業スペース（大阪市港区弁天町）から、薬害研究資料館の新事務所（京都市下京区四条大宮）へと事業拠点へと移転が実現した。

今回の３カ年により、アーカイブ作業の正常化、展示に向けた方法論の精選、それに国内外への成果発信もおこなった。その大きな成果であり、成果発信のツールとして「薬害ポータルサイト（Web サイト）」を開設した。薬害ポータルサイトは、基本的な薬害の定義や歴史、関連サイトのリンク、文献紹介などを掲載し、初学者に学びの動線を示している。以後、画像や動画の掲載、国際発信を意識した英訳ページ、スマートフォン対応、といったようにコンテンツを充実させていくことで、研究班の事業成果の発信、および展示のコンセプトの明確化を進めていきたい。

４．結論

最後に、三カ年の事業を踏まえ、次期三カ年計画の課題と方向性を示しておきたい。

まず、京都市下京区四条大宮に開設した薬害研究資料館法人の新事務所の体制構築である。新事務所は、京都市の市街地に位置し、薬害資料の収蔵・閲覧スペースや打ち合わせ場所などが十分に確保されている。このような恵まれた環境と立地を十分に活用するために、まずは昨年度と同様に薬害資料の収蔵に適した環境を整えることが急務である。そのため、これまで研究協力者としてアーカイブ化作業に従事してきた堀内氏をはじめとする研究協力者の多大な尽力が欠かせない。

次に、一般社団法人薬害研究資料館との連携を緊密なものにしたい。今年度は、肝炎原弁説明会（2024 年 8 月 21 日）、薬害教育検討会（2025 年 1 月 28 日）の場でこれまでの事業について説明し、理解を求める機会があった。しかし、新事務所を拠点とした事業をおこなうにあたっては、役割分担や研究費と運営費との切り分けなどの面で研究班と法人との協働が必要不可欠である。特に初年度は、研究協力者を増強しつつ、新しい体制づくりに注力したい。

さらに、「記録から展示へ」の方針にもとづく次の三カ年の最終目標として、『グラフィック・ドキュメント　スモン』の展示を実現させる。現時点で『グラフィック・ドキ

ュメント　スモン』で使用されたネガなど関連資料の引き渡しが可能な状態にある。今後、佐藤チームによる肖像写真プロジェクトや、矢﨑チームで検討している既存の教育資材と組み合わせた展示手法を踏まえ、展示コンセプトの検討や資料の選定をおこなう。その後、学会大会期間中での企画展示のような小規模で時限的な展示「移動展示」を企図する。

三カ年の長きにわたり、一般社団法人薬害研究資料館および原告団・弁護団の方々、厚労省副作用被害対策室、また研究協力者各位など、多くのみなさまのお力添えをいただき、研究事業を遂行することができた。ここに記して感謝申し上げます。

研究代表者　本郷 正武（桃山学院大学）

令和　7　年　5　月　15　日

厚生労働大臣 殿

機関名　桃山学院大学

所属研究機関長　職　名　学長

氏　名　中野　瑞彦

次の職員の令和6年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1．研究事業名　医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業

2．研究課題名　薬害資料データ・アーカイブズの基盤構築・活用に関する研究

3．研究者名　（所属部署・職名）　社会学部・准教授

（氏名・フリガナ）　本郷　正武・ホンゴウ　マサタケ

4．倫理審査の状況

	該当性の有無	左記で該当がある場合のみ記入（※1）		
	有　無	審査済み	審査した機関	未審査（※2）
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（※3）	□　■	□		□
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	□　■	□		□
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	□　■	□		□
その他、該当する倫理指針があれば記入すること（指針の名称：　　）	□　■	□		□

（※1）当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他（特記事項）

（※2）未審査に場合は、その理由を記載すること。
（※3）廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5．厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講　■　　未受講　□

6．利益相反の管理

当研究機関におけるＣＯＩの管理に関する規定の策定	有　■　無　□（無の場合はその理由：　　）
当研究機関におけるＣＯＩ委員会設置の有無	有　■　無　□（無の場合は委託先機関：　　）
当研究に係るＣＯＩについての報告・審査の有無	有　■　無　□（無の場合はその理由：　　）
当研究に係るＣＯＩについての指導・管理の有無	有　□　無　■（有の場合はその内容：　　）

（留意事項）　・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

2025年　5月　13日

厚生労働大臣　　殿

機関名　関西学院大学

所属研究機関長　職　名　学長

氏　名　森　康俊

次の職員の（元号）　年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

１．研究事業名　医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業

２．研究課題名　薬害資料データ・アーカイブズの基盤構築・活用に関する実践的研究

３．研究者名　（所属部署・職名）　社会学部　教授

（氏名・フリガナ）　佐藤　哲彦　（サトウ　アキヒコ）

４．倫理審査の状況

	該当性の有無	左記で該当がある場合のみ記入（※1）		
	有　無	審査済み	審査した機関	未審査（※2）
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（※3）	□　■	□		□
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	□　■	□		□
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	□　■	□		□
その他、該当する倫理指針があれば記入すること（指針の名称：　　）	□　■	□		□

（※1）当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他（特記事項）

（※2）未審査に場合は、その理由を記載すること。
（※3）廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

５．厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ■　　未受講 □

６．利益相反の管理

当研究機関におけるＣＯＩの管理に関する規定の策定	有 ■　無 □（無の場合はその理由：　　）
当研究機関におけるＣＯＩ委員会設置の有無	有 ■　無 □（無の場合は委託先機関：　　）
当研究に係るＣＯＩについての報告・審査の有無	有 ■　無 □（無の場合はその理由：　　）
当研究に係るＣＯＩについての指導・管理の有無	有 □　無 ■（有の場合はその内容：　　）

（留意事項）　・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

令和　7　年　5　月　16　日

厚生労働大臣　　殿

機関名　関東学院大学

所属研究機関長　職　名　学長

氏　名　　小山　嚴也

次の職員の（令和）6　年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

１．研究事業名　　医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業

２．研究課題名　　薬害資料データ・アーカイブズの基盤構築・活用に関する実践的研究

３．研究者名　（所属部署・職名）　社会学部・准教授

（氏名・フリガナ）　矢﨑　千華（ヤザキ　チカ）

４．倫理審査の状況

	該当性の有無	左記で該当がある場合のみ記入（※1）		
	有　無	審査済み	審査した機関	未審査（※2）
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（※3）	□　☒	□		□
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	□　☒	□		□
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	□　☒	□		□
その他、該当する倫理指針があれば記入すること（指針の名称：　　）	□　☒	□		□

（※1）当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他（特記事項）

（※2）未審査に場合は、その理由を記載すること。
（※3）廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

５．厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ☒　　未受講 □

６．利益相反の管理

当研究機関におけるＣＯＩの管理に関する規定の策定	有 ☒　無 □（無の場合はその理由：　　）
当研究機関におけるＣＯＩ委員会設置の有無	有 ☒　無 □（無の場合は委託先機関：　　）
当研究に係るＣＯＩについての報告・審査の有無	有 ☒　無 □（無の場合はその理由：　　）
当研究に係るＣＯＩについての指導・管理の有無	有 □　無 ☒（有の場合はその内容：　　）

（留意事項）　・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

薬害資料アーカイブ化作業の再構成
――展示へ向けた体制構築――

本郷 正武（桃山学院大学）

本郷チームは藤吉圭二を研究代表者とする2021年度から被害者運動研究チームとして研究事業を開始し、2022年度からは班長として研究事業を担当した。当初は、薬害問題を一連の日本の被害者運動史の中に位置づけることで、薬害問題の特質を浮かび上がらせることを主目的とし、既存の薬害調査研究文献を収集し、データベース化することを企図していた。しかし、本郷が研究代表者に就任したため、被害者運動研究チームは、実質的に研究班「本隊」として、調査研究の全体の統括的な作業にも着手することとなった。それゆえ、これまでの薬害に関する学術研究の蒐集について、2022年度から休眠となり、全国薬害被害者団体連絡協議会（薬被連）に加盟する薬害被害者団体などへの薬害資料調査を優先しておこなうこととした。

さらに、2022年度に研究代表者として研究事業の統括をするにあたり、薬害資料のアーカイブ化作業の正常化の必要性を強く認識したため、2023年度には薬害資料調査に区切りをつけ、アーキビストへのインタビュー調査（相談）を通して、現実的な薬害資料のアーカイブ化の方法論を検討することを余儀なくされた。その際、藤吉氏から堀内暢行氏（国文学研究資料館）を研究協力者として招聘することを提案され、結果として、本研究班で保管していた大半の薬害資料の保全作業を終えることができた。

２．各年度の研究事業概要

【2022年度】

薬害資料調査からは、定常的な活動を展開している薬被連加盟団体でさえも、大量の薬害資料を持て余し、活動の節目に都度整理するものの、資料は増える一方であるという実情が見えてきた。ただし、さまざまな薬害関連資料をただアーカイブ化するのではなく、展示テーマや用途により整理する試みもおこなわれていた。たとえば、周年記念や学会での企画展示、ワークショップの場で薬害資料について理解を深めるといったやり方は、闇雲に資料を収集し、機械的にアーカイブ化するような手法への対策として有効ではないか。ただし、展示に比重を置いた研究事業が、地道なアーカイブ作業の重要性を否定するものではないことは確かである。

その点で、遺品など公開の許諾がとりづらいものなどをどのようにアーカイブ化したり、展示したりするのかという大まかなガイドラインの必要性も示唆された。特に

写真の肖像権や個人情報が多く含まれる手帳などの遺品は、取り扱いの難しさが多く指摘されており、専門のアーキビストや弁護士などの意見聴取が必要と思われた。

【2023 年度】

当初、大阪人権博物館に所蔵されていた薬害資料の多くは、弁天町にあるマンションの一室に移管された一方、大阪市立弘済院（高齢者福祉施設および病院）の空きスペースにも保管されていた。2023 年度末に弘済院での契約が終了することにともない、同年 2 月に弁天町にすべての資料は移送されたものの、資料のアーカイブ化はもとより、保全作業にも着手できていなかった。加えて、マンションをもう一部屋借りることになり、コストの面でも問題があった。

当該年度はアーカイブ化作業班を刷新するとともに、新しい体制を築くべく、アーキビストなどから専門的見地からご意見を賜り、現実的な資料保存の方法を模索した。

上記相談により明らかとなったことの一つに、これまでのアーカイブ化作業がアーカイブズ学の作法を一切無視したものであり、日本的史料学（段階的整理）にも準拠していなかった問題がある。さらに、人権博物館の保存環境が良好であった反面、弁天町が防湿対策を施していないなどの基本的な保全環境に関する問題もあった。このため、薬害資料の展示を見越した現実的なアーカイブ化作業、および保全作業が喫緊の課題であることが判明した。

これらの問題を受けて、相談先の一人である堀内暢行氏（国文学研究資料館）のご助力を得て、これまでの薬害資料目録を見直し、再構成するとともに、資料の重複のチェック、資料の保全作業にとりかかることとなった。

堀内氏は都内からの出張で限られた時間にもかかわらず、これまで手つかずであった問題に対応し大きな成果を挙げた。また、作業に支障の出ないよう、必要な資材の購入や、照明とエアコンの点検・クリーニング、作業中に出たゴミの処理など弁天町の環境整備にも着手した。

他方、これまで薬害資料の保全に関してはまったく手つかずであったことから、久保田明子氏（広島大学）の指摘により、防カビや防虫対策が急ぎ求められた。そこでまず、真夏のエアコンの常時稼働、防湿対策として、保存段ボールが直接接地しないよう「すのこ」を敷くことから始めた。

さらに防虫対策として、資料の燻蒸の必要があった。近年は作業者の健康に配慮して、布団圧縮袋に資料を封入し、数週間放置することで殺虫するという作業が一般的であるということで、堀内氏にはこの防虫・殺虫作業に従事していただいた。結果として、これまでほとんど使われず死蔵されていた中性紙袋、中性紙箱を利活用する段階に進むことができた。

【2024 年度】

2023 年度に引き続き、本研究班所蔵の薬害資料のアーカイブ化を引き続き堀内氏主導で進めた。以前の体制での整理方法は、原秩序保存を厳密にするあまり、移管時に使用された箱に収納されたファイル（時にアイテム）を一つ一つ取り出す順番にユニークな番号を付与し、さらにファイルに格納されたアイテムに孫番号を振るといった、日本国内で通例用いられる方法を採用してきた。さらに付言すれば、その段階で個人情報に応じた公開基準も設定されていたようだ。この方法は、フォンドのリストとしては、アイテムレベルまでリスト化されることでリストからフォンド全体を把握することが可能となり秀逸である。一方で、整理に時間がかかることはもちろん、公開基準といった複雑な問題についても整理者が行うことで、大きな労力が割かれることとなる。また、薬害研究資料館が設置されることとなり、これまでの公開基準の見直しが行われる可能性が高く、改めて公開基準を設定することになる可能性が高いことから、単純な記録整理作業に転換する必要が認められた。こうした経緯から、前記したように、MPLP の方法を実験的に取り入れた整理方針を採るにいたった。

加えて、資料の保存管理のために、資料群中にある音声磁気テープ（カセットテープ）のデジタル化（デジタイズ）を行った。音声資料は、裁判資料（スモン患者聞き取り記録）と、福岡スモン基金として会員に向けた回覧音声、そして会主催の会議録音が主なものであった。音声資料のうち、古いものは 1980 年代に録音されたもので、経年劣化により、記録として保持することが難しい状況が予想されたことから、保存管理業務としてデジタイズを行った。

さらに、2023 年の一般社団法人薬害研究資料館の発足にともない、新規に事務所を構える必要から、作業スペースの移転と併せて検討してきた。その結果、大阪市港区弁天町から京都市下京区四条大宮の新三虎ビル 6 階への移転が決まり、2025 年 2 月 26 日から 27 日にかけて移転作業をおこなった。移転に際しては、研究協力者の堀内氏を中心に梱包作業などをおこない、汚損などなく薬害資料の移管を終了することができた。

３．今後の課題

本事業の三カ年で、不十分であった薬害資料の保全環境の整備と、四条大宮への移転を完了させた。今後、新たな三カ年で取り組むべき課題は次の四点である。

第一に、薬害資料展示に資する体制構築である。現状では薬害資料の閲覧や展示をするだけのスペースが確保されておらず、データベースの整備や展示のコンセプトもまだ着手できていない。それゆえ、先行して開設した「薬害ポータルサイト（Web サイ

ト)」を用いて、薬害教育に資する資料を一部公開するとともに、その在り方を検討する。

第二に、薬害資料保全作業に注力した結果、既存の薬害調査研究について渉猟し、「薬害調査研究データベース」を構築することができなかった。次年度からは研究協力者を増強し、さまざまな角度から薬害に関するデータの蒐集に着手する必要がある。

第三に、薬害研究資料館法人との緊密な連携が不可欠である。たとえば、薬害ポータルサイトの制作や維持は本事業班で請け負うが、実質的な管理主体は薬害研究資料館法人であるように、研究班と法人との分掌について、より緊密な対話と連携が必要と感じている。

最後に、公害問題資料館などとの連携やネットワーク作りである。2024 年はイタイイタイ病の最後の患者が逝去した画期となった。今後戦後日本の被害者運動史を形づくる公害問題と同様に、問題の風化に抗いながら薬害研究資料館の本格稼働を目指していく所存である。

インタビュー映像研究班の成果について
―薬害被害者の当事者性をめぐる調査研究―

佐藤哲彦（関西学院大学）

インタビュー映像研究班は「薬害被害者の当事者性」を再考するために、それをどのように分析して記録し、さらにどのように展示するかという方法について考察してきた。「証言映像の調査研究」という課題は、従来は二つのサブカテゴリーに分けられた。一つは、厚生労働省の事業として撮影された「薬害被害者による証言映像の分析」であり、もう一つはその展示可能性を検討する「被害経験の証言映像の調査研究」である。これらは相互に結びついており、その結びつきが「証言映像の調査研究」というカテゴリーを成り立たせている。ここではカテゴリーごとに、その内容を総括していく。

１．証言映像の調査研究

（１）薬害被害者の証言映像の分析

厚生労働省の事業として撮影された「薬害被害者による証言映像」について、トランスクリプションに分析用の記号を挿入しつつ当該映像を記述することを通して、薬害経験を成り立たせる言語的特徴やストーリーと、また、それらを可能にする技法に関する分析を行ってきた。この分析によって証言映像をどのようにカテゴリー化して記録することができるのか、またそれを踏まえてどのように整理し資料として展示できるのかを考えるためである。当初はこれのみが当研究班に課された課題であり、インタビュー映像研究班の原点とも言える課題である。

2023 年度以降は新たな証言映像に対する記号の挿入とそれにもとづく記述をそれまでのように行うことはせず、これまでの証言映像などを見直して、それをどのように分析する必要があるのかについて考察した。それは一つには新しい証言映像の記録が筆者の手元に届いていないからでもあるが、それとともに、これまでの筆者の薬害ディスコースの研究を通して、薬害について考える一つの論点を明確化したいと考えたためである。とくにこれは、2022 年度に肖像写真プロジェクトで薬害被害当事者に面会し、肖像写真を撮影させてもらいながら、その経験について話を聞いた MMR ワクチン薬害について検討したことに由来する（なお、このような経緯自体は複数年の研究実施による利点の一つであると考えられる）。

（２）被害経験の証言映像の調査

展示という活動との関係で証言映像の調査を十分に遂行するためには、既存の証言映像の記録や展示がどのように行われているのかについての調査研究が必要である。とくに被害経験や病いの経験などの証言映像をどのように記録し、どのように展示するのかに関する知見は、今後の薬害被害者による証言映像の記録の保存と展示について、重要な示唆を与えるものと考えられる。

その中で、2023 年度は、いくつかの史料館において証言映像の観察を行うとともに、期間限定で開催される企画的な資料公開などについても調査を行った。とくに熊本大学文書館を中心とした水俣病アーカイブスを中心として、水俣病歴史考証館相思社や水俣病資料館・水俣病情報センターなどにおいて調査を行い、薬害資料をどのようにアーカイブするかということとともに、記録写真、証言映像の記録とアーカイブをどのように連関しつつ継続的に行い、さらにどのように展示するかということについて、それにおいて行われている状況について見学しつつ、担当者に聞き取りなどを行うことで、多くの示唆を得た。とく水俣病に関する資料は薬害とも重なる長い歴史ともつものでありつつも、近年になって本格的なアーカイブ化が進められつつあるもので、デジタル化などの観点も含めて多くの点で参考に出来ると考えられる。このように水俣病に関連するアーカイブスを参考にするという観点は今後も続けていく必要があると考えられる。

２．映像資料の研究と構築

（１）デジタルストーリーテリング(DST) の制作支援

薬害被害に関するデジタルストーリーテリング（以下、DST）制作は、薬害資料の展示において、当事者が主体的に関与する形での記録及び展示実践に対して貢献するものと考えられ、企画された。当研究班では 2019 年度にこれを発案し、2020 年度に試験的にワークショップを実施し、以降、その制作を継続的に行った。これによって、展示用の短い映像を制作するということに限らず、DST というメディア実践の可能性と問題点を浮き彫りにし、薬害 DST の記録的価値と展示的価値に関する記述を蓄積することが可能になると考えたからである。ただし、コロナ禍のせいもあって、以降これが実質的に中断している。

ただし中断の理由は、すでにコロナ禍のせいだけでない。それは一つには、最近では当事者を中心とした研究者による映像実践が DST とは別の形で行われることも多く見られるようになり、それらを参照することを通じて DST の方法そのものについても見直す必要があるからである。さらに、現在の制作方法を進めていく場合に、何が問題となるのかについてより実践的に明らかにする必要があると考えられたからである。そのさいとくに参考としたのは、2023 年度に検討した EthnoFiction の手法や公衆衛生的

をめぐる映像人類学などの手法である。加えて、社会問題の当事者が Instagram や TikTok で映像を発信することなども一般化しつつあり、それらを鑑みて、むしろ今後の提示方法との関係でこれを見直す必要が考えられた。

さらに上述した証言映像の分析との関係で、映像を活用した展示などを行っている写真展などを多く観察し、写真（静止画）と映像（動画）の境界だけでなく、そもそもここで考える必要のある「被害者の当事者性」を示す一方で、「市民としての被害当事者」をどのように共存させることが可能なのかについて（あるいはそこにある、ある種のジレンマについて）、映像や写真展示におけるシークエンスとカテゴリーの機能をめぐる問題を踏まえて考察する必要性が喚起された（2025 年度国際社会学会 ISA FORUM で発表予定／発表採択済み）。これについても引き続き、ディスコース分析の方法を応用しながら検討する必要があると考えられる。

そこで、「被害者の当事者性」と「市民としての被害当事者」との関係性の見直しによる展示可能性、さらに論文刊行のエフォートとの関係もあり、映像制作実践については一旦保留して、次年度以降に再検討することとした。

（２）薬害被害者の肖像写真撮影実践

DST 制作を補完する形で、映像資料の研究と構築に関して行ったのが薬害被害者の肖像写真撮影である。これは「薬害被害者肖像写真プロジェクト」と呼ばれる企画であり、そもそも、証言映像の分析によって薬害被害者と一般社会の連帯の重要性が示されたため、将来的な薬害資料展示のことを念頭に、薬害被害経験のリアリティを補強する意味で開始したものである。

すでに明らかにしているように、薬害被害者は薬害の一部として一般社会から差別され排除される経験をしており、薬害被害者ディスコースにおいては、それに対して再び社会との連帯を求めていることが明らかになっている。これは、彼ら被害者にとっては、市民としての役割の再獲得が目指されていると言っていい。

しかしながらその一方で、薬害被害を訴えることだけでは、薬害被害者としての役割に被害者らを固定してしまう恐れがある。換言すれば、薬害防止活動が、その意図せざる結果として被害者らを被害者カテゴリーに閉じ込めてしまう恐れがあるということである。そのような役割に閉じ込められてしまうことは、むしろ「同じ市民であること」に反し、被害体験の一般性を減じてしまう恐れさえあるだろう。そこで、「市民としての薬害被害者」を示すために、被害者像を強調しない、ごく一般的な市民としての姿を人びとに示す必要があると考え、そのための肖像写真撮影に着手したのである。これは多くの撮影が進み、それらが展示され、その後に一般的に鑑賞されることを通

してこそ達成されるプロジェクトである。今後、撮影数を増やすとともに、被害当事者との関係性のさらなる構築を進めていくことが課題となった。

３．おわりに

最後にあらためて指摘しておくが、本研究独自の視角として重要なのは「被害者の当事者性」ということである。これは一般的には――つまりこれまでのさまざまな被害をめぐる研究では――「被害者役割」や「被害者カテゴリー」を指すことがほとんどであるが、本研究ではそうではなく、むしろ被害者自身が被害を生きていく上で、被害者であることを忘れようとしたり止めようとしたりすることもまた、その当事者経験の一部と考える必要がある、ということを意味する。そのような経験もまた被害経験の一部であるということである。したがってこれから具体化していく展示も、そのような観点を十分に実現できるものとする必要があるだろう。

次年度以降も、2024 年度に構築したホームページの活用などもふまえ、そのような薬害被害経験について広く理解を促す機会をつくり出すとともに、あらためて展示方法について探求することになると考えられる。

薬害教育研究班の成果について
――研究班ホームページ制作を中心に――

矢﨑千華（関東学院大学）

薬害教育研究班では、「記録から展示へ」という研究班の方針に沿って、公害や戦争を中心とした「負」の歴史の展示とそれに関する教育活動を行っている資料館等への訪問や聞き取りを主に行うこととした。加えて、厚生労働省主体で行われている被害者や遺族への証言映像撮影やインタビュー映像研究班で行われている調査・実践に加えて、これまで医薬品レギュラトリーサイエンス財団によって作成された薬害学習のための各種 DVD やその他団体作成の既存の映像資料等に関する調査についても着手した。さらに 2024 年度は、これまでの研究班の成果を発信する薬害ポータルサイトの作成を中心とした活動を行い、公開に至った。

１．各地の資料館等訪問

2023 年度から一般社団法人薬害研究資料館の理事や研究協力者にも呼びかけ、資料館等へ訪問・聞き取りを行ない、これまでに 16 カ所を訪問した。

聞き取りから以下のような示唆を得た。たとえば、同じ公害というカテゴリーに属する資料館であっても、運営母体や地域によって、教育に関する状況が異なっている。ほとんど手弁当の状態で運営している資料館は、公立で運営されている施設のように大規模でフォーマット化された教育プログラムを実施してはいない。しかしながら、そういった場所で得られる気づきは整理整頓された空間から生まれては来ないように思われた。

また、いくつかの資料館の証言映像を確認していると、厚労省が制作した学習教材「薬害を学ぼう」にある証言映像との差異に気づく。資料館をめぐる中で、集中して観る（聴く）ことのできる映像は当人の体験に焦点化されているものであった。一方、「薬害を学ぼう」では被害者当人がその薬害の概要も語っている。「薬害を学ぼう」にある証言映像は限られた時間の中で、各人がその薬害を代表して語るということもあり、薬害の概要も当人の語りに必要な部分となっている。また、医薬品レギュラトリーサイエンス財団によって作成された薬害学習のための DVD は薬害を学ぶことができる数少ない映像コンテンツであるが、そのひとつである『温故知新～薬害エイズか

ら学ぶ～』は、薬害エイズの「知識」が詳細に学べる一方で被害者や遺族の経験にはほとんど言及されていない。

その一方で、エイズボランティアが制作した「メモリアル・キルト」の場合、まさに目の前にある状態では、被害者をめぐる物語に触れることができる。というのも、それについての語る人（語り部）が側にいるケースがほとんどであるからである。このような「モノ」と「語り」のセットは、教育的な視点からも非常に重要であると考えられる。

２．薬害ポータルサイトの制作

3 か年計画の成果として本調査研究班の活動を発信するホームページ(「薬害（D.I.S）ポータルサイト、https://disarc.org/）を制作し公開した。このサイトでは、これまで薬害について学習したことがない初学者であっても、それぞれの薬害に関する基本的な知識が得られる内容となることを重視し、各薬害の概要や略年表を作成した。

ホームページの構成は以下のようになっている。下線が引かれている項目は、薬害教育研究班が主に関わったコンテンツである。

① このサイトについて
② サイトマップ
③ 薬害関連リンク
④ ご利用規約
⑤ お問い合わせ
⑥ 各薬害概要
⑦ 年表
⑧ 所蔵資料
⑨ 被害の肖像
⑩ 文献紹介

各薬害の概要（⑥）については、200 字程度の簡略版と 2,000 字程度の詳細版を設け、簡略版にはその薬害に関わる出来事についての略年表も置いた。簡略版からその薬害の大要を押さえ、学習の必要に応じて詳細版を確認するという学びの動線を想定している。

とはいえ、それぞれの薬害の当事者や研究者が各薬害について記述したテキストとは異なり、「薬害を学ぼう」のほかに、ある程度情報の水準を統一した初学者向けのテキストを作成することの困難さがこの取り組みを通じて浮き彫りになった。

また、各薬害とそれらに関係する薬事行政の変遷について確認することのできる年表も作成した（⑦、1930 年代～2020 年代）。年代表記を画面の中央に表記し、その左側に各薬害に関する出来事を、右側に薬事行政・日本の動きに関する出来事を配置し、スクロールすることで順に表示されるよう工夫した。

③では「薬害被害者団体連絡協議会」、「薬害オンブズパースン会議」、「薬害を学ぼう」、「医薬品医療機器総合機構」を記載している。また、⑩では薬害についてより深く学ぶことのできる文献として、『薬害とはなにか――新しい薬害の社会学』で推薦しているものを土台に紹介している。

⑧および⑨については、準備が整い次第順次公開の予定である。とくに⑨に関して、現時点では各薬害概要や年表はテキストが中心になっているため、教育の効果と関係すると考えられる画像（写真）や音声などの充実についても、一般社団法人薬害研究資料館とも連携して進めていく必要がある。

３．今後の課題

現在、学習指導要領解説の「公民編」では、「現代日本における政治・経済の諸課題」の中で薬害問題についても扱うように記されている。この項目は、「よりよい社会の在り方」についての自分の考えを説明できるようになるための項目として用意されているものである。このように高等学校までの教育課程の中で薬害が取り上げられることの意義は大きい。であるからこそ、テキストのみでの学習とは別の機会、あるいはそれを代替するようなコンテンツの重要性は高いと考えられる。それゆえ、今後は薬害ポータルサイトを充実させながら、国際発信にも活用できるよう英文バージョンの作成を行う、より多くの人の目にとまるようスマートフォン表示対応を行うといったことについても検討していきたい。

研究成果一覧[1]

【2022 年度】　　＊下線は研究協力者（当該年度）

本郷正武，2023,「薬害問題の構築プロセス」本郷正武・佐藤哲彦編『薬害とはなにか――新しい薬害の社会学』ミネルヴァ書房，pp. 22-37.

松枝亜希子，2022，「サリドマイド訴訟への市民運動による支援と原告団との見解の相違について」『大原社会問題研究所雑誌』769: pp. 40-56.

佐藤哲彦，2023,「薬害の定義と薬害概念」本郷正武・佐藤哲彦編『薬害とはなにか――新しい薬害の社会学』ミネルヴァ書房，pp. 3-21.

矢﨑千華，2023,「薬害年表」本郷正武・佐藤哲彦編『薬害とはなにか――新しい薬害の社会学』ミネルヴァ書房，pp. 271-277.

【2023 年度】

本郷正武，2023,「埋もれた薬害――クロロキン薬害の「不在」を考える」第 74 回関西社会学会大会，2023 年 5 月 14 日，京都先端科学大学.

Sato, Akihiko, 2023, “Between Promoter and Obstructionist of Vaccination: Vaccine-induced sufferings and anti-vaccination discourse in Japan,” Session 379, Language on Health Under COVID-19 Pandemic. Part III, June 30th, 2023, *ISA World Congress of Sociology*, Melbourne, Australia.

佐藤哲彦，2023,「反ワクチン論とワクチン薬害――陰謀理論時代における薬害言説の困難をめぐる考察」第 96 回日本社会学会大会テーマセッション「新しい薬害」の外延を探る，2023 年 10 月 18 日，立正大学.

【2024 年度】

本郷正武，2024,「プレ薬害とポスト薬害を夢想する」『ソシオロジ』69(1): pp. 23-29.

Hongo, Masatake, 2024, “The Three Factors That Triggered the Establishment of the Japanese Concept of Yakugai,” International Sociological Association, RC25 meetings at the Maria Grzegorzewska University in Warsaw (Poland), September 19th.

Sato, Akihiko, 2024, “Vaccine Discourse and Vaccine-Induced Sufferings: Discourse Analysis of the Promotion and Hesitation of Vaccination in Japan,” *Language, Discourse & Society*: 12(1): pp. 13-35.

[1] なお、これらはいずれも学術振興会による科研費研究（課題番号 20H01590 および 23H00892）との合同の成果である。

矢﨑千華，2025，「「薬害」としてのストマイ難聴――ストレプトマイシンの使用による健康被害に関する考察」『関東学院大学人文学会紀要』151: pp. 83-108.